

令和4年度現況届について（ご案内）

保育施設を利用している児童の保護者の皆さまへ、各施設を通じて「施設型給付費・地域型保育給付費等現況届」を配布いたします。保護者の方が児童の保育を必要とする状況等につきましては、毎年度、支援課へご報告いただくこととなりますので、期日までにご提出をお願いいたします。

【提出対象者】

現在保育施設を利用している児童全員

※兄弟姉妹で在園している場合、お子様1人につき1部作成してください。

※令和4年4月以降に入園された方についても、ご提出をお願いいたします。

※他の自治体に居住している方は、さいたま市への提出は不要ですが、**お住まいの自治体の保育担当課に必ずご確認**をお願いいたします。

【提出物】

① 現況届

② 保護者の保育を必要とする事由を証する書類（詳しくは裏面「参考」をご覧ください）

【提出先・提出期限】

利用中の施設または支援課に**令和4年6月15日（水）**までにご提出ください。

※施設から他の期日を設定された場合には、そちらに従ってください。

【他の認可保育施設への転園を希望する方】

令和5年4月転園の申込みについては令和4年10月頃ご案内いたします。

令和4年度の転園の申込みについては随時受付しております。

【諸注意】

- 保護者の保育を必要とする事由を証する書類について、原本を1部のみ提出する場合は、兄弟分はコピーしたものを提出ください。その際、コピーしたものには「原本は兄に添付」等と記載をお願いいたします。
- 現況届以外の申請書類（転園申込書、教育・保育給付費認定変更申請書、変更届等）につきましては、現況届に挟み込まず、別途、すみやかに提出ください。
- 令和4年9月からの保育料は、令和4年度市民税所得割額を基に決定します。海外から転入された場合など一部の方につきましては、収入証明書等のご提出をお願いする場合があります。
- 裏面も必ずご確認ください。

その他、ご不明な点につきましては各区役所支援課までご連絡ください。

西 区	〒331-8587 西区西大宮 3-4-2 TEL 048 (620) 2661 FAX 048 (620) 2766	桜 区	〒338-8586 桜区道場 4-3-1 TEL 048 (856) 6171 FAX 048 (856) 6276
北 区	〒331-8586 北区宮原町 1-852-1 TEL 048 (669) 6061 FAX 048 (669) 6166	浦和区	〒330-9586 浦和区常盤 6-4-4 TEL 048 (829) 6139 FAX 048 (829) 6239
大宮区	〒330-8501 大宮区吉敷町 1-124-1 TEL 048 (646) 3061 FAX 048 (646) 3166	南 区	〒336-8586 南区別所 7-20-1(サウスピア5階) TEL 048 (844) 7171 FAX 048 (844) 7276
見沼区	〒337-8586 見沼区堀崎町 12-36 TEL 048 (681) 6061 FAX 048 (681) 6166	緑 区	〒336-8587 緑区中尾 975-1 TEL 048 (712) 1171 FAX 048 (712) 1276
中央区	〒338-8686 中央区下落合 5-7-10 TEL 048 (840) 6061 FAX 048 (840) 6166	岩槻区	〒339-8585 岩槻区本町 3-2-5(ワッツ東館3階) TEL 048 (790) 0162 FAX 048 (790) 0266

参考「保育を必要とする事由を証する書類」一覧

事由	必要書類
就労	<p>就労証明書</p> <p>※月64時間以上就労していることがわかるもの。</p> <p>※不定期、不規則な就労形態の場合はシフト表等の提出を求める場合があります（提出のない場合は、転園の選考で不利となる場合があります）。</p> <p>※自営業の方は客観的に事業を行っていることがわかる書類（確定申告書控えの写し、収支内訳書の写し等）</p> <p>※入所時点で育児休業中や求職活動中であつた方は、就労証明書は復職後又は就労開始後のものをご提出ください。</p>
疾病	<p>医師の診断書</p> <p>※「保育困難であること」が明記されているもの。</p> <p>※転園申込みをする方は、内容により選考上の指数に影響がありますので、必ず取得前に各区役所支援課にご相談ください。</p>
障害	<p>身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳、療育手帳いずれかの写し</p>
介護	<p>申立書、介護保険証の写し及びケアプラン</p> <p>※申立書は支援課窓口にて配布又はさいたま子育てWEBに掲載</p>
看護	<p>申立書及び（①身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳いずれかの写し②医師の診断書）のいずれか1点</p> <p>※申立書は支援課窓口にて配布又はさいたま子育てWEBに掲載</p>
災害復旧	<p>り災証明書の写し</p>
求職活動	<p>求職・起業・就労状況申告書兼誓約書</p> <p>※仕事を辞めた場合、退職日から2か月以内に就労が必要になります。</p> <p>※誓約書は支援課窓口にご用意しております。</p>
就学	<p>在学証明書及び授業のカリキュラム表</p> <p>※月64時間以上就学していることがわかるもの。</p>
不存在	<p>1. 離婚・死亡等による不存在 戸籍謄本、児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭等医療費受給資格証の写しのうちいずれか1点</p> <p>2. 離婚前提の別居等による不存在 申立書 ※申立書は支援課窓口にご用意しております。</p> <p>※「離婚調停中」「DV避難」「拘禁」に該当する場合は、利用者負担額の算定や転園申込時の選考指数に影響いたしますので、必ず支援課にご相談ください。</p>
その他	<p>各区役所支援課にご相談ください。</p>

※令和4年4月1日以降に発行された証明書を既に提出された方につきましては、今回提出を省略できます。省略する場合、現況届上部余白へ「母の就労証明書は5月6日に支援課へ提出済」等の記入をしてください。

※生活保護受給中の方は生活保護受給証明書又は生活保護受給者証の写しを提出してください。

※同居者に身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちの方がいる場合は、手帳の写しもご提出をお願いいたします。

(裏面)